

PwC Tax Insight (No.05/2020)

勅令第 690 号、新規機械設備投資に対する 50%の追加費用控除の基準及び条件

Issued Date: 18 February 2020

.....
2020年2月13日に歳入局長通達第366号が発表され、勅令690号で定められた新規機械設備投資に対する50%の追加費用控除の基準および条件等が公表されました。
.....

勅令第690号は企業に対し、新規に機械設備投資を行った場合に50%の追加費用控除を認めています。本勅令の詳しい内容は、[Tax insight \(No.1/2020\)](#)をご参照ください。

2020年2月13日付で公表された歳入局長通達第366号では、この税務恩典を受けるための基準および条件、並びに投資計画および支払計画の提出期限が規定されました。

本通達の内容は以下をご参照ください。



本通達で規定された基準および条件

- 2019年9月1日から2020年5月31日までに作成された契約書および購入発注書、請負発注書または同種の合意書が新規機械設備投資にかかる追加費用控除を適用するために必要となります。
- 50%の追加費用控除は、減価償却が開始される会計期間から始まり、連続する5会計期間に渡り定額で行われます。
- 本税務恩典を利用する企業は、2020年5月31日までに歳入局のウェブサイト上で規定された書式に従い、投資計画および支払計画を準備しなければなりません。また、企業は本税務恩典を適用した機械設備を記したレポートおよびサポート資料を事業所内に保管しなければなりません。また、レポートには少なくとも通達に定められた所定の事項が記載されていなければなりません。
- 該当する機械設備は固定資産として法人の固定資産台帳に含まれなければなりません。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志
(0 2844 1157/Mobile:08 18220338)
atsushi.uozumi@pwc.com

武部 純
(0 2844 1209/Mobile:08 48747425)
jun.takebe@pwc.com

名賀石 樹
(0 2844 1366/Mobile:09 22490014)
tatsuki.nakaishi@pwc.com

松下駿太郎
(0 2844 1466/Mobile:09 82821372)
matsushita.shuntaro@pwc.com

森岡 青紀
(0 2844 2102/Mobile:06 26032435)
aoki.morioka@pwc.com

玉木 寿典
(0 2844 1470/Mobile:06 55109668)
tamaki.toshinori@pwc.com

小島 大佑
(0 2844 1269/Mobile:08 45554601)
daisuke.k.kojima@pwc.com

川又 麻美
(0 2844 1321)
asami.kawamata@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号:(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。